資料5 ゾーニングに用いた情報等(既存情報の収集・整理結果)【1/8】

2019/10/4時点

No	分類1	分類 2		·次ゾー ニング	二次ゾーニング	和歌山県沖の 状況	面積(km²) ※海域のみ	エリア設定の 考え方	法令等に基づく設定根拠	整備データの内容	年次	出典・確認情報	GIS	図番号	第2回検討委員会以降の データ更新・追加状況
1			学校	0	(0)		- (陸域のみ)			学校教育法に基づく全国の小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学及び特別支援学校の地点等を整備したもの	2013	国土数値情報 学校データ	0	図1	
2			病院	0	(0)		- (陸域のみ)		海岸に予測地点を仮設定し、そこでの予測値 (風車からの寄与騒音+残留騒音)が40dB※に なる風車までの距離をゾーニングマップにお	医療機関の内、医療法に基づく「病院」「(一般)診療所」「歯科診療所」の地点等を整備したもの	2014	国土数値情報 医療機関データ	9 0	図1	
3			福祉施設	0	(0)		- (陸域のみ)		ける海岸からの離岸距離とし、その内側を保全推奨エリアとした。 ※「風力発電施設から発生する騒音等への対応について(平成28年11月、風力発電施設か	高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉に関する施設の地点等を整備したもの	2015	国土数値情報 福祉施設データ	A 0	図1	
4		騒音等	図書館	0	(0)		- (陸域のみ)	保全推奨エリア	ら発生する騒音等の評価手法に関する検討会)」で示される指針値「残留騒音+5個」を参考とし、残留騒音は特に静穏を要する地域や地域における保存すべき音環境がある場合	文化的に価値のある作品や生き物を収集・保存・展示し、またそれらの文化に関する教育・普及・研究を行う文化施設のうち、図書館のみを抽出したもの	2013	国土数値情報 文化施設データ	9	図1	ヒアリングを踏まえて離隔
5		別虫 日 寸	建物(住居)	0	(0)		- (陸域のみ)	床土1世央ーサブ	に設定される35dBを用いた。 【留意事項】環境省による風力発電施設から	建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第二条第一号に規定する建築物の屋根の 外周線を整備したもの	2014	甚盤地図情報 「基本項目」	0	図1	距離を見直し
6			居住区域	0	(0)		- (陸域のみ)		発生する騒音に関する指針においては、陸域 の環境騒音に風力発電施設の騒音が加わった 場合に、その増加分を5dB以内に抑えることが 適当であるとされており、陸域の環境騒音は	上記「5 建物(住居)」と同じ	- }	※「5 建物(住居)」と同じ		図1	
7			用途地域	0	(0)		- (陸域のみ)		地域によって異なるため、エリアの範囲に関わらず、指針に照らして十分な調整が必要である。	都市計画法に基づいて決定されている用途地域を整備したもの	2011	国土数値情報 用途地域データ	9 0	図1	
8			騒音に係る離隔距離	0	0		756. 4			海岸に予測地点を仮設定し、そこでの予測値(風車からの寄与騒音+残留騒音)が40dB になる風車までの距離(海岸線から4,700mの範囲)	- P	蚤音予測結果より	0	図1	
9			学校	-	-		_			上記「1 学校」と同じ	-	-		_	
10	環境保全に 「係る情報	<u>:</u>	病院	-	-		_			上記「2 病院」と同じ	-	-		_	
11	(生活環境 等)のレイ ヤー	Ē	福祉施設	-	-		-			上記「3 福祉施設」と同じ	-	-		-	
12			図書館	-	-		-		風車の影は、「洋上風力発電所等に係る環境 影響評価の基本的な考え方に関する検討会報 告書(平成28年3月、洋上風力発電所等に係る	上記「4 図書館」と同じ	-	-		-	
13		風車の影	建物(住居)	-	-		-	エリア設定なし	環境影響評価の基本的な考え方に関する検討 会)」においてロータ径の10倍以上離れてい れば影響がほとんど及ばないとされている。 本ゾーニングでは風車規模を9.5MW(ロータ径	上記「5 建物(住居)」と同じ	-	-		-	「法令等に基づく設定根 拠」欄に示すとおり、エリ ア設定なしとした
14			居住区域	_	-		-		164m) を想定しており、上記の騒音に係る離隔距離の範囲内に収まるため、別途、エリア設定は行わないとした。	上記「5 建物(住居)」と同じ	-	-		-	
15			用途地域	-	-		-			上記「6 用途地域」と同じ	_	-		-	
16			騒音に係る離隔距離	-	-		-			上記「7 騒音に係る離隔距離」と同じ	-	-		_	
17			日本の地形レッドデータ	0	(()		- (陸域のみ)	保全推奨エリア	法令等はないが、貴重な地形・地質が破壊される可能性があるため、保全推奨エリアとした。	日本の自然を代表する地形を希少性、動植物の生息地としての重要性等の基準により 選定し、保存状況のランク付けが行われている地形(地形レッドデータ)を整備した もの(EADASのキャプチャ画像より作成)		日本の地形レッドデータブック 集/EADAS	7第1集・第2	図2	
18		重要な地形 及び地質	日本ジオパーク、世界ジオパーク	0	(0)		- (陸域のみ)	保全推奨エリア	法令等はないが、地球 (ジオ) を学び、丸ごと楽しむことができる場所として認定された地域であり、著しい環境の改変につながるような行為を控える必要があるため、保全推奨エリアとした。	ユネスコの定める基準に基づいて認定された「ユネスコ世界ジオパーク」、日本ジオパーク委員会に認定された「日本ジオパーク」の情報を整備したもの(EADASのキャプチャ画像より作成) ※世界ジオパークは該当なし	2018	有紀熊野ジオパークHP/EADAS	0	図2	
19			地方公共団体の重要な地形・地質	0	(0)		- (陸域のみ)	保全推奨エリア	法令等はないが、貴重な地形・地質が破壊される可能性があるため、保全推奨エリアとした。	地方公共団体が定めている重要な地形・地質を整備したもの (EADASのキャプチャ画像より作成)		和歌山県レッドデータブック、 ト/EADAS	レッドリス	図3	海岸線沿いにも重要な地 形・地質がみられることか らGISデータを作成

資料5 ゾーニングに用いた情報等(既存情報の収集・整理結果)【2/8】

No	分類1	分類 2	レイヤー名	一次ゾー ニング		和歌山県沖の 状況	面積(km²) ※海域のみ	エリア設定の 考え方	法令等に基づく設定根拠	整備データの内容	年次	出典・確認情報	GIS	図番号	第2回検討委員会以降の データ更新・追加状況
20			イヌワシ・クマタカ 2 次 メッシュ情報	0	Δ		-	エリア設定なし (参考情報とする)	メッシュサイズが大きく、主として陸域を対象に整理されたものであることから、参考情報として扱い、エリア設定なしとした。	1990年から2002年3月におけるイヌワシ及びクマタカの生息分布状況を、生息確認ランク別に2次メッシュデータとして整備したもの(EADASのキャプチャ画像より作成)	2015	鳥類等に関する風力発電施設立地適正化の ための手引き/EADAS	0	図4	環境省の指摘を踏まえ、エ リア設定なしとした。
21			オオワシ・オジロワシ 2 次メッシュ情報	0	-	該当なし	ı	エリア設定なし (参考情報とする)	メッシュサイズが大きく、主として陸域を対象に整理されたものであることから、参考情報として扱い、エリア設定なしとした。	オジロワシ・オオワシ合同調査グループの一斉調査結果、環境省保護増殖事業の分布調査2007~2009年の情報収集に基づいた海ワシ類の2次メッシュ単位の出現状況	2015	鳥類等に関する風力発電施設立地適正化の ための手引き		-	
22			渡りをするタカ類集結地 2次メッシュ情報	0	Δ		-	エリア設定なし (参考情報とする)	メッシュサイズが大きく、主として陸域を対象に整理されたものであることから、参考情報として扱い、エリア設定なしとした。	1989年から20年間のサシバ、ハチクマ、ノスリ、アカハラダカの秋季、春季の渡り時期における数量調査結果より日最大出現数を階級を2次メッシュ単位で整備したもの (EADASのキャブチャ画像より作成)	2015	鳥類等に関する風力発電施設立地適正化の ための手引き/EADAS	0	図5~図 10	環境省の指摘を踏まえ、エ リア設定なしとした。
23			鳥類の渡りルート	0	0		(線情報)	保全推奨エリア	法令等はないが、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(2011,環境省)等で、風力発電施設の設置にあたって、鳥類、特にオジロワシ、オオワシ等の希少な海ワシ類が風力発電施設のブレードに衝突し	2013年から2016年度の環境省自然環境局の調査結果に基づき、ガン類、ハクチョウ類、ツル類、海ワシ類、海ワシ類以外の猛禽類等の渡りルートを整備したもの(EADASのキャプチャ画像より作成)	2016	センシティビティマップ/EADAS	0	図11	
24			鳥類の渡りルート(ヒア リング結果)	-	0		303. 1	保全推奨エリア	死亡する事故 (バードストライク) が問題となっており、バードストライクの効果的な防止策について検討を行っている。そうした観点から渡りルートとその周辺を保全推奨エリアとした。	ヒアリング結果より、鳥類の渡りルートとして配慮が必要なエリアをGISデータ化した もの	2019	ヒアリング結果を参考に設定	0	図11	ヒアリング結果を参考に、 鳥類の渡りに対して配慮が 必要な範囲を設定
25			重要種の分布	0	Δ		-	エリア設定なし (参考情報とする)	メッシュサイズが大きく、主として陸域を対象に整理されたものであることから、参考情報として扱い、エリア設定なしとした。	文献調査や専門家へのヒアリング調査結果等に基づき、重要種の分布を10kmメッシュ (2次メッシュと同等)で整備したもの(EADASのキャプチャ画像より作成) ※和歌山県沖に該当するクマタカ、田辺市内に該当するイヌワシを対象	2016	センシティビティマップ/EADAS	0	図12	環境省の指摘を踏まえ、エ リア設定なしとした。
26			ガン類・ハクチョウ類の 主要な集結地2次メッ シュ情報	0	Δ		-	エリア設定なし (参考情報とする)	メッシュサイズが大きく、主として陸域を対 象に整理されたものであることから、参考情 報として扱い、エリア設定なしとした。	全国におけるマガン、ヒシクイ、オオハクチョウ、コハクチョウの越冬期、渡り期の 集結地における数量調査結果について、2次メッシュ単位の分布情報、2次メッシュあ たりの日最大出現数等の情報を整備したもの (EADASのキャプチャ画像より作成)	2015	鳥類等に関する風力発電施設立地適正化の ための手引き/EADAS	0	図13~図 15	3 環境省の指摘を踏まえ、エ リア設定なしとした。
27			ナベヅル飛来地	-	(0)		- (陸域のみ)	保全推奨エリア		「平成30年度ナベヅル、マナヅルの全国飛来状況調査」より対象範囲内のナベヅル飛来地点をGISデータ化したもの	2019	近畿環境事務所提供資料「ナベヅル飛来状 況調査 (2019/2/8) 」	0	図16	近畿環境事務所提供資料よりデータ作成
28	環境保全に 係る情報 (生物の多		シギ・チドリ類モニタリ ングサイト1000	0	-	該当なし	-	保全推奨エリア		シギ・チドリ類、絶滅危惧種のズグロカモメ・クロツラヘラサギ・ヘラサギ・ツクシガモ等について、環境省生物多様性センターが個体数調査及び調査地周辺の環境状況 の調査を実施しているモニタリングサイト	2017	シギ・チドリ類モニタリングサイト1000		-	
	様性、自然 環境、自然 との触れ合	動物	海鳥繁殖地	0	(0)		- (陸域のみ)	保全推奨エリア		環境省生物多様性センターのHPで公開している「海鳥コロニーデータベース」より海鳥の繁殖が確認されている場所の位置等をGISデータ化したもの	1978	海鳥コロニーデータベース	0	図16	
30	い) のレイ ヤー		鳥を指標とした重要生息 環境 (IBA)	0	-	該当なし	ı	保全推奨エリア	法令等はないが、希少猛禽類以外の鳥類、コウモリ類も、希少猛禽類と同様にバードストライク等の飛翔阻害が懸念されるため、保全を検討すべきエリアとの理解から保全推奨エリアとした。	国際的な鳥類保護組織であるBirdLife Internationalが重要な生息地をネットワークとして世界的に保全していくことを目的として、共通のIBA (Important Bird Areas) 基準により選定した「鳥類を指標とした重要な自然環境」	2018	日本野鳥の会ホームページ		-	
31			日本の「東アジア・オーストラリア地域渡り性水 鳥重要生息地ネットワーク(EAAFP)」参加地	0	-	該当なし	-	保全推奨エリア		東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ (EAAFP) に参加している国や団体が、保護活動を行っている渡り性水鳥の重要な生息地	2015	EAAFP 参加地の位置区域情報(環境省 1512)/環境省プレス160506		-	
32			コクガンの行動圏に関す る情報	0	-	該当なし	-	保全推奨エリア		日本におけるコクガンの春の移動、生息地等の衛星追跡データ	2016	Satellite-Tracking of the Spring Migration and Habitat Use of the Brent Goose Branta bernicla in Japan (Tetsuo Shimada, et al, 2016, Ornithol Science 15:37-45		-	
33			コウモリ洞分布	0	(0)		- (陸域のみ)	保全推奨エリア		「日本のコウモリ洞総覧」に掲載されているコウモリ洞窟位置が含まれる市町村の位置等の情報を整備したもの (EADASのキャプチャ画像より作成)	1994	日本のコウモリ洞総覧(澤田勇,自然誌研究雑誌,第2/3/4号別刷,pp. 53-80,1994)/ EADAS	0	図16	
34			コウモリ分布	0	(0)		- (陸域のみ)	保全推奨エリア		一般公開されている関連各種の文献(1958~2016年)を対象にコウモリ類の生息情報を抽出し、確認された地名を $1km$ 格子のポリゴンメッシュデータに変換した上で、各種情報を 3 次メッシュとして整備したもの(EADASのキャプチャ画像より作成)	2016	コウモリ類関連の各種学会誌ほか/EADAS	0	図16	
35			海棲生哺乳類確認情報	0	0		(点情報)	保全推奨エリア	法令等はないが、洋上風力発電施設の海中部 分への衝突や漂砂への影響による産卵地への	国立科学博物館IPで公開している「海棲哺乳類ストランディングデータベース」より、2010~2016年に和歌山沿岸で発見された情報をGISデータ化したもの ※2017年以降は情報なし	2016	海棲生哺乳類ストランディングデータベー ス	0	図16	
36			ウミガメ産卵地	0	0		- (点情報)	保全推奨エリア	影響が懸念されるため、保全を検討すべきエ リアとの理解から保全推奨エリアとした。 日本沿岸のウ	日本沿岸のウミガメの主な産卵地のおおよその位置情報を整備したもの(海洋台帳より緯度経度を読み取り)	2010	NPO法人日本ウミガメ協議会/海洋台帳	0	図16	
37			絶滅危惧種(動物)の分 布情報	0	Δ		-	エリア設定なし (参考情報とする)	メッシュサイズが大きく、主として陸域を対象に整理されたものであることから、参考情報として扱い、エリア設定なしとした。	環境省レッドリストに掲載された動物種について、いきものログのユーザ報告結果および環境省調査結果に基づき、2次メッシュデータとして整備したもの		環境省レッドリスト/環境省生物多様性センターHP いきものログ	0	図17	環境省の指摘を踏まえ、エ リア設定なしとした。
38			その他の動植物分布情報	0	Δ		-	エリア設定なし (参考情報とする)	メッシュサイズが大きく、主として陸域を対象に整理されたものであることから、参考情報として扱い、エリア設定なしとした。	環境省をはじめさまざまな組織や個人が持っている生きもの情報を集積、提供するシステムで得られた生きものの分布情報を2次メッシュデータとして整備したもの	2019.8 確認	環境省生物多様性センターHP いきものログ	0	図18	環境省の指摘を踏まえ、エ リア設定なしとした。

資料5 ゾーニングに用いた情報等(既存情報の収集・整理結果)【3/8】

No	分類 1	分類 2		-次ゾー ニング	二次ゾーニング	和歌山県沖の 状況	面積(km²) ※海域のみ	エリア設定の 考え方	法令等に基づく設定根拠	(年次	出典・確認情報	GIS	図番号	第2回検討委員会以降の データ更新・追加状況
39			植生自然度図	0	(0)		- (陸域のみ)	保全推奨エリア (植生自 然度9,10のみ)	法令等はないが、保全上重要なエリアである	環境省による第2回~第5回自然環境保全基礎調査(植生調査)に基づき整備された1/5 万植生図を整備したもの	1998	環境省生物多様性センターWebGISデータ	0	図19	
40		植物	特定植物群落	0	(0)		- (陸域のみ)	保全推奨エリア	とされているため、保全推奨エリアとした。	環境省による第2回調査、第3回調査及び第5回自然環境基礎調査 (特定植物群落) について、位置情報公開のものを整備したもの	1998	環境省生物多様性センターWebGISデータ	0	図20	
41			絶滅危惧種(植物)の分 布情報	0	Δ		-	エリア設定なし (参考情報とする)	メッシュサイズが大きく、主として陸域を対 象に整理されたものであることから、参考情 報として扱い、エリア設定なしとした。	環境省レッドリストに掲載された植物I(維管束植物)について、いきものログのユーザ報告結果および環境省調査結果に基づき、2次メッシュデータとして整備したもの		環境省レッドリスト/環境省生物多様性センターHP いきものログ	0	図20	環境省の指摘を踏まえ、エ リア設定なしとした。
42		重要な自然環境のまとまりの場	重要里地里山	0	(0)		- (陸域のみ)	保全推奨エリア	法令等はないが、生物多様性保全上重要な里 地里山として環境省でも紹介しており、ま た、保全活動を行う地域の団体が存在してい る可能性があり、その団体等と調整を行った 上でエリア設定することが望ましいことか ら、保全推奨エリアとした。	「生物多様性保全上重要な里地里山(略称「重要里地里山」)」(500箇所)として環境省が選定した結果を基に、おおよその位置等をGISデータ化したもの	2015	環境省IP 生物多様性保全上重要な里地里 山	0	図21	
43			重要湿地	0	0	串本町沿岸部	6. 2	保全推奨エリア		平成13年度に選定され、その後見直しされた「日本の重要湿地500」の位置情報を整備 したもの	2015	環境省生物多様性センターWebGISデータ/ 環境省生物多様性の観点から重要度の高い 湿地IFP	0	図21	
44			生物多様性のための重要 地 (KBA)	0	(0)		- (陸域のみ)	保全推奨エリア	法令等はないが、生物多様性の観点から重要	日本国内のKBAについての調査の成果を整備したもの ※生物多様性重要地域(KBA: Key Biodiversity Area)…国際環境NGOのコンサベーション・インターナショナルが世界共通の基準を用いて選定した「生物多様性の保全の鍵になる重要な地域」	2011	コンサベーション・インターナショナル・ ジャパンHP KBA日本地図ダウンロード ページ	0	図21	
45			干潟	0	0	日高港、内之 浦等に分布	0.03	保全推奨エリア	度の高い場所として環境省でも紹介されており、また、土地改変に対して脆弱であることから保全推奨エリアとした。	環境省(環境庁)による第4回(平成1~4年度)及び第5回(平成9~13年度)の自然環境保全基礎調査に基づいて、全国における干潟の位置等を整備したもの	2013	環境省生物多様性センターWebGISデータ	0	図21	
46		重要な自然環境のまと	藻場	0	0	沿岸部に広く 分布	9.0	保全推奨エリア		環境省(環境庁)による第4回(平成1~4年度)及び第5回(平成9~13年度)の自然環境保全基礎調査に基づいて、全国における薬場の位置等を整備したもの	2013	環境省生物多様性センターWebGISデータ	0	図21	
47		まりの場	サンゴ礁	0	0	白浜町~串本 町にかけての 沿岸部に分布	1.6	保全推奨エリア		環境省(環境庁)による第4回(平成1~4年度)及び第5回(平成9~13年度)の自然環境保全基礎調査に基づいて、全国におけるサンゴの位置等を整備したもの	2013	環境省生物多様性センターWebGISデータ	0	図21	
	環境保全に 系る情報 (生物の多		重要海域(沖合表層域、沖合海底域)	0	Δ	黒潮本流海域	-	エリア設定なし (参考情報とする)	沖合表層域、沖合海底域は重要海域(沿岸域)に比べて情報の精度がそれほど高くないこと、風車建設による直接改変の影響が沿岸域に比べて小さいと推測されることから、参考情報扱いとし、エリア設定なしとした。	環境省が「生物多様性の観点から重要度の高い海域」として選定した結果を基に、海域の範囲、名称等の情報を整備したもの	2014	環境省生物多様性の観点から重要度の高い 海域HP	0	図21	環境省の指摘を踏まえ、エ リア設定なしとした。
49	様性、自然 環境、自然 との触れ合 い)のレイ		重要海域(沿岸域)	0	0	和歌山県沿岸部に広く設定	449. 2	保全推奨エリア	法令等はないが、重要海域(沿岸域)には、 脆弱な環境である重要湿地や干潟・藻場・サ ンゴ礁などが含まれており、保全推奨エリア とした。	環境省が「生物多様性の観点から重要度の高い海域」として選定した結果を基に、海域の範囲、名称等の情報を整備したもの	2014	環境省生物多様性の観点から重要度の高い 海域HP	0	図21	
50			景観資源	A	0		(点情報)	保全推奨エリア	法令等はないが、地域の景観資源保全の観点 から保全推奨エリアとした。	第3回自然環境保全基礎調査 (環境省:昭和61~62年) のうち、自然景観の基盤 (骨格) を成す地形、地質及び自然景観として認識される自然現象の位置及び特性に関する情報を整備したもの	2012	国土数値情報 地域資源データ	0	図22	二次ゾーニングでエリア設 定
51			景観の主な眺望点	•	0		- (点情報)	保全推奨エリア	法令等はないが、地域の景観資源保全の観点 から保全推奨エリアとした。	①「和歌山県景観ガイドライン〜熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域〜」で示されている眺望点をGISデータ化したもの ②和歌山県の朝日・夕陽100選・街道マップの主要眺望点、国立公園・県立公園・ジオサイト内の主要眺望点、市町ヒアリング等により抽出された主要眺望点をGISデータ化したもの	2019.8 確認	①和歌山県IP 和歌山県景観ガイドライン 〜熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域 〜 ②和歌山県の朝日・夕陽100選(和歌山県 観光連盟)/街道マップ(和歌山県観光連 盟)/市町ヒアリング等	0	図22	二次ゾーニングでエリア設 定
52		景観	和歌山県景観計画で定め る熊野参詣道(大辺路)特 定景観形成地域内の眺望 点からの景観	-	0		813. 8		特定景観形成地域は、和歌山県景観計画において、世界遺産周辺等の良好な景観の形成を図る上で特に重要な地域とされており、景観計画に示された眺望点から視認できる範囲を保全エリアとした。	和歌山県景観計画で定める熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域内の眺望点からの眺望範囲として、世界遺産ペ影響を与えないことを考慮し、「景観対策ガイドライン (案)」 (1981, UAV送電特別委員会環境部会立地分科会)を踏まえ、垂直見込角0.5°(輪郭がわかる程度)までの範囲とし、これをGISデータ化したもの	2019	景観調査結果より	0	図23	本事業での景観調査の眺望 範囲より、エリア設定
53			その他の眺望点からの景観	-	0		1, 294. 4	保全推奨エリア (その他の眺望点からの眺望範囲)	法令等はないが、熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域内の眺望点以外の眺望点についても、洋上風力発電施設の設置による眺望への支障の可能性が大きい眺望範囲の保全が必要であることから、垂直見込角1°までの範囲を保全推奨エリアとした。	その他の眺望点からの眺望範囲は、「景観対策ガイドライン(案)」(1981, UAV送電 特別委員会環境部会立地分科会)を踏まえ、垂直見込角1°(景観的にはほとんど気に ならない程度)までの範囲とし、これをGISデータ化したもの	2019	景観調査結果より	0	図23	本事業での景観調査の眺望 範囲より、エリア設定
54			長距離自然歩道	0	(0)		- (陸域のみ)	保全推奨エリア		環境省が計画し、国及び各都道府県で整備を進めている長距離自然歩道(四季を通じて手軽に、楽しく、安全に自らの足で歩くことを通じて、豊かな自然や歴史・文化とふれあい、心身ともにリフレッシュし、自然保護に対する理解を深めることを目的とした歩道)の情報をGISデータ化したもの	2010	和歌山県HP 近畿自然歩道/環境省HP NATS自然大好きクラブ	0	図24	
55		自然との触れ合いの活	海水浴場	0	0		(点情報)	保全推奨エリア	法令等はないが、自然を利活用した場として 既に存在していることから、洋上風力発電施 設が立地することで、本来の利用を阻害する	海水浴場について、その代表的な位置や名称等の情報を整備したもの (EADASのキャプチャ画像より作成)	2016	インターネット地図/EADAS	0	図24	
56		動の場	潮干狩り場	0	-	該当なし	-	保全推奨エリア	一	潮干狩り場の代表的な位置や名称等	2016	自治体Webサイト/観光案内Webサイト/ EADAS		-	
57			観光資源	0	0		(陸域のみ)	保全推奨エリア		(財)日本交通公社が設置した「観光資源評価委員会」が検討・選定し作成した「観光資源台帳」に掲載されている観光資源のうち評価ランクがA級以上のもの、及び観光庁が保有する各都道府県の観光地点等に関する情報を整備した「観光地点等名簿」に記載されるものを統合し、観光資源として整備したもの	2014	国土数値情報 観光資源データ	0	図24	

資料5 ゾーニングに用いた情報等(既存情報の収集・整理結果)【4/8】

No	分類 1	分類 2	レイヤー名	一次ゾー ニング	二次ゾーニング	・ 和歌山県沖の 状況	面積(km²) ※海域のみ	エリア設定の 考え方	法令等に基づく設定根拠	整備データの内容	年次	出典・確認情報	GIS	図番号	第2回検討委員会以降の データ更新・追加状況
58			国立公園	0	0	吉野熊野国立 公園	178. 0	保全エリア	国立公園、国定公園内の開発行為は自然公園 法施行規則等により、地域地種区分別に許可 基準が定められており、洋上風力発電施設の 設置にあたって、大きな制約があるほか、要	自然公園法に基づいて国 (環境省) が指定し管理する国立公園について、名称、区分等の情報を整備したもの	2018	環境省生物多様性センターWebGISデータ	0	図25	
59		自然公園	国定公園	0	(0)		- (陸域のみ)	保全エリア	届出行為となる普通地域においても自然風景 の保護に著しい支障を及ぼす可能性が高いと 考えられることから、国立公園、国定公園内 のすべての地域を保全エリアとした。	自然公園法に基づく国定公園について、範囲(面)、区分(同法に基づき指定された 特別地域、特別保護地区等)等を整備したもの ※高野龍神国定公園	2010	国土数値情報 自然公園地域データ	0	図25	
60		日然公園	県立自然公園	0	0	白崎海岸県立 自然公園 煙樹海岸県立 自然公園	118. 2	保全エリア	県立自然公園内の開発行為は、和歌山県立自 然公園条例施行規則により、地域地種区分別 に許可基準が定められており、洋上風力発電 施設の設置にあたって、大きな制約があるほ か、要届出行為となる普通地域においても自 然風景の保護に著しい支障を及ぼす可能性が 高いと考えられることから、県立自然公園の すべての地域を保全エリアとした。	自然公園法に基づく県立自然公園について、範囲(面)、区分(同法に基づき指定された特別地域、特別保護地区等)等を整備したもの	2010	国土数値情報 自然公園地域データ	0	⊠25	
61			原生自然環境保全地域 (国指定)	0	-	該当なし	-	保全エリア	自然環境保全法により、開発行為は、学術研究その他公益上の理由により特に必要と認められて環境大臣の許可を受けた場合、非常災害への応急措置として行う場合以外は、原則として行うことができないとあるため、保全エリアとした。	土地利用基本計画に基づき指定された自然保全地域について、範囲(面)及び当該地域と当該地域細区分である「原生自然環境地域」、「特別地区」等	2015	国土数値情報 自然保全地域データ		-	
62		自然環境保全地域	自然環境保全地域(国指 定)	0	-	該当なし	-	保全推奨エリア	自然環境保全法により、開発行為を行う場合 には、申請もしくは届出が必要である旨、記	土地利用基本計画に基づき指定された自然保全地域について、範囲(面)及び当該地域と当該地域細区分である「原生自然環境地域」、「特別地区」等	2015	国土数値情報 自然保全地域データ		-	
63			自然環境保全地域(県指定)	0	(0)		- (陸域のみ)	保全推奨エリア	載があるため、原生自然環境保全地域と異なり、利用される可能性があるため、保全推奨 エリアとした。	天然林などの現存する貴重な自然環境を保全するため、自然・社会的諸条件から見て自然環境を保全することが必要な特定の地域について、和歌山県自然環境保全条例に基づき、県自然環境保全地域として指定された区域を整備したもの(EADASのキャプチャ画像より作成)	2015	和歌山県HP 和歌山県自然環境保全地域/ EADAS	0	図26	
64	環境保全等 の法令等に より指定さ れた保護地 域のレイ	生息地等保護区	生息地等保護区	0	-	該当なし	-	エリア設定なし (参考情報とする)	種の保存法により、国内希少野生動植物種の 生息・生育地を保護している場所では、各種 の開発行為が規制されており、開発行為を行 う際は環境大臣の許可又は届出が必要であ る。ただし、メッシュサイズが大きいこと、 当該地域には生息地等保護区はないことか ら、エリア設定なしとした。	種の保存法に基づく「生息地等保護区」の2次メッシュ位置情報	2018	環境省IP 生息地等保護区一覧		-	
65	ヤー	鳥獣保護区	鳥獣保護区(特別保護地 区)	0	(0)		- (陸域のみ)	保全エリア	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律において、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区としており、鳥獣保護の観点から保全エリアとした。	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、環境大臣が指定する国指定の鳥獣保護区と都道府県知事が指定する都道府県指定の鳥獣保護区の範囲を整備したもの ※鳥獣保護区のうち、国指定は該当なし	2015	環境省生物多様性センターWebGISデータ (国指定鳥獣保護区のみ) /国土数値情報 鳥獣保護区データ	0	図27	鳥獣保護区と特別保護地区 を別レイヤーとして再整理 (エリア設定が異なるた め)
66			鳥獣保護区	0	(0)		- (陸域のみ)	保全推奨エリア	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により、鳥獣の保護を図るため、必要があると認められた地域であるが、必ずしも立地ができないと明記されているわけではないため、保全推奨エリアとした。	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、環境大臣が指定する国指定の鳥獣保護区と都道府県知事が指定する都道府県指定の鳥獣保護区の範囲を整備したもの ※鳥獣保護区のうち、国指定は該当なし	2015	環境省生物多様性センターWebGISデータ (国指定鳥獣保護区のみ) /国土数値情報 鳥獣保護区データ	0	図27	
67			世界遺産地域及び緩衝地 帯	0	(0)		(陸域のみ)	保全エリア	世界遺産条約履行のための作業指針で、世界遺産資産は、生物学的、文化的に持続可能な	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(世界遺産条約)に基づき、我が国の人類共通の宝物として未来の世代に引き継いでいくべき文化財や遺跡について、世界遺産委員会に世界遺産として登録された有形の不動産のうち、その登録された範囲(構成資産および緩衝地帯)を整備したもの	2016	国土数値情報 世界文化遺産データ/文化 庁IP 文化遺産オンライン 紀伊山地の霊 場と参詣道	0	図28	2016年の追加登録地点を追 加
68		世界遺産	世界遺産暫定一覧表記載 遺産等の候補地	0	-	該当なし	ı	保全エリア	様々な利用と両立し得るが、持続可能な利用 が資産の顕著な普遍的価値や完全性、真正性 を損なうことがないように努めなければなら ないとされており、慎重に取り扱う必要があ るため、保全エリアとした。	文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会によって「世界遺産条約履行のための作業指針」の規定に基づき、我が国の世界遺産暫定一覧表に追加記載すべき文化資産として、現時点において顕著な普遍的価値を持つ可能性が高いと考えられ、将来的に世界遺産一覧表へ登録推薦することが適切であると考えられるもの	2019	文化庁HP 我が国の暫定一覧表記載文化遺 産		-	
69			追加登録候補地	0	-	該当なし	-	保全エリア	るため、株主エグノとした。	「紀伊山地の霊場と参拝道」への追加登録の候補地 ※対象市町の沿岸域には該当候補地なし	-	-		-	
70			核心地域	0	-	該当なし	-	保全エリア	法令等はないが、厳格に保護することが明記 されているため、保全エリアとした。	ユネスコの自然科学セクターで実施される「人間と生存圏計画」における一事業として実施されているユネスコエコパークのうち、厳格に保護し、長期的に保全する必要がある地域	2018	文部科学省IP 生物圏保存地域		-	
71		生物圏保存地域(ユネスコエコ		0	-	該当なし	-	保全推奨エリア	法令等はないが、生態系の保全と持続可能な	ユネスコの自然科学セクターで実施される「人間と生存圏計画」における一事業として実施されているユネスコエコパークのうち、核心地域のバッファとして機能し、教育・研修・エコツーリズムを図られている地域	2018	文部科学省IP 生物圏保存地域		-	
72		パーク	移行地域	0	-	該当なし	-	保全推奨エリア	利活用の調和が図られるための地域であるため、保全推奨エリアとした。	ユネスコの自然科学セクターで実施される「人間と生存圏計画」における一事業として実施されているユネスコエコパークのうち、核心地域及び緩衝地域の周囲にあり、 緩衝地域の支援や自然環境保全と調和した持続可能な発展のためのモデルとなる取組 が図られている地域	2018	文部科学省IP 生物圏保存地域		-	

資料5 ゾーニングに用いた情報等(既存情報の収集・整理結果)【5/8】

類1 分類2	レイヤー名	一次ゾー ニング	二次ゾー ニング	和歌山県沖の 状況	面積(km²) ※海域のみ	エリア設定の 考え方	法令等に基づく設定根拠	整備データの内容	年次	出典·確認情報 GI	S 図番	房 第2回検討委員会以降の データ更新・追加状況
ラムサーバ条約湿地	ショムサール条約湿地	0	0	串本町沿岸部	5. 6	保全エリア			2018	環境省生物多様性センターWebGISデータ/ 環境省重要湿地HP/EADAS) 図29	9
の観点から		0	0		- (区域は離隔 距離で設定)	保全推奨エリア	導入が想定される風車を設定した上で、「海岸保全区域等における風力発電施設設置許可に関する運用指針」等に照らし、海岸の保全に著しい支障を及ぼす恐れがないことを確認する必要があるため、保全推奨エリアとした。	海岸線について、位置(線)、所管官庁、海岸保全区域(海岸法に基づき指定された一定の海岸の区域)等を整備したもの 海岸保全区域は「港湾における洋上風力発電施設等の技術ガイドライン(平成27年3月)」に基づき、水域施設等との離隔距離である2D(D=ローター径)として254mの範囲として作成したもの	2006	国土数値情報 海岸線データ () 図30	
の指定地域 等	低潮線保全区域	0	0	潮岬沖	0.02	保全推奨エリア	排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律があるが、開発制限について明記されていないので、保全推奨エリアとした。	平成23年6月に排他的経済水域等の外縁を根拠づける低潮線の保全が必要な海域として 指定された低潮線保全区域の指定位置の情報を整備したもの	2011	首相官邸IP 地理院地図における低潮線保 全区域の表示) 図36)
	特定景観形成地域	•	(()		- (陸域のみ)	保全エリア	和歌山県景観計画において、世界遺産周辺等 の良好な景観の形成を図る上で特に重要な地 域とされており、保全エリアとした。	和歌山県景観計画において、世界遺産周辺等の良好な景観の形成を図る上で特に重要な地域として指定された特定景観形成地域を整備したもの ※熊野参詣道(大辺路)特定景観形成地域が該当	2018	国土数値情報 景観計画区域データ (景観 重点地区) /和歌山県IP 和歌山県景観計 画域-特定景観形成地域	図3.	二次ゾーニングでエリア設 定
	景観重要建造物	•	(0)		- (陸域のみ)	保全エリア	景観法では、景観重要建造物の増改築等や景 観重要樹木の伐採等の現状変更に対して規制 しており、地域の良好な景観の形成に特に重	景観行政団体が景観法第19条第1項により指定した景観重要建造物の位置等を整備したもの ※和歌山県での景観重要建造物の指定は田辺市内1箇所、高野町内1箇所のみ。	2018	国土交通省HP 景観法の施行状況/和歌山 県文化財センター年報2018	図3	二次ゾーニングでエリア設定
	景観重要樹木	•	-	該当なし	-	保全エリア	要な役割を担っている景観資源であることから、保全エリアとした。	景観行政団体が景観法第28条第1項により指定された景観重要樹木	2018	国土交通省HP 景観法の施行状況	-	二次ゾーニングでエリア設 定
	景観地区	•	-	該当なし	-	保全推奨エリア	景観法および都市計画法に基づき、良好な景観形成を図るために指定された地区であり、 建築物の形能音匠の制限性。高さ制限等の設	市町村が景観法(平成16年法律第110号)第61条第1項により、市街地の良好な景観の 形成を図るため都市計画に定めた区域 ※県内では高野町のみ	2018	国土交通省HP 景観法の施行状況/和歌山 県HP 都市計画関係	-	二次ゾーニングでエリア設 定
保全等	準景観地区	•	-	該当なし	-	保全推奨エリア	定基準を設けることができる地区であること から、保全推奨エリアとした。	市町村が景観法第74条第1項により、都市計画区域及び準都市計画区域外の景観計画区域のうち、景観の保全を図るために定めた区域 ※県内では高野町のみ	2018	国土交通省HP 景観法の施行状況/和歌山 県HP 都市計画関係	-	二次ゾーニングでエリア設 定
古中と	風致地区	A	(0)		- (陸域のみ)	保全エリア	都市計画法に基づき、都市の風致を維持する ために指定された地区である。区域内で工作 物の新築等を行う場合は、許可が必要となっ ていることから、保全エリアとした。	都市の風致を維持するために、優れた景勝地、樹林地、水辺地などの自然環境やこれら自然環境と調和した良好な住環境が形成されている地区の維持を目的に、都市計画法により定められている地区(和歌山県では、和歌山市、白浜町が該当)を、GISデータ化したもの	2017	国土交通省HP 都市緑地データベース/和 歌山県HP 都市計画関係/白浜都市計画・ 準都市計画総括図) 図3	工次ゾーニングでエリア設 定
	緑地保全地域	•	-	該当なし	-	保全推奨エリア	都市緑地法に基づき、里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、周辺の土地利用との調和を図りながら保全する地域である。区域内で建築物その他工作物の新築等を行う場合は、届出が必要であることから、保全推奨エリアとした。		2016	国土交通省IP 都市緑地データベース/和 歌山県IP 都市計画関係	-	二次ゾーニングでエリア設 定
	歴史的風土保存区域及び 特別保存地域	•	-	該当なし	-	保全エリア	別措置法に基づき、指定された地区である。	る伝統と文化を具現し、及び形成している土地が対象	2017	国土交通省HP 都市緑地データベース	-	二次ゾーニングでエリア設 定
	重要文化的景観	•	-	該当なし	-	保全エリア	文化財保護法により、地域特有の景観の保護 のため選定されるものである。慎重な取扱い が必要となるため、保全エリアとした。	文化財保護法第二条第1項第五号より定められた文化的景観の中で、特に重要な景観と して選定されたもの	2019	文化庁HP 文化的景観	-	二次ゾーニングでエリア設 定
	国指定文化財等	0	(0)		- (陸域のみ)	保全エリア	文化財保護法により、指定された文化財の現	文化財保護法に基づき、国が指定・登録・選定した文化財等の位置等について整備し たもの	2019	文化庁IP 国指定文化財等データベース () 図3:	2
文化財	選定文化財	0	-	該当なし	-	保全エリア	状変更だけでなく、文化財の保存に影響を及 ぼす行為についても許可が必要となってお り、指定された区域外においても保全の対象		2019	文化庁冊 国指定文化財等データベース	-	
	都道府県・市町村指定文 化財等	0	0	オオカワリギ ンチャクの生 息地	0.3	保全エリア	■ となっている場合かめる。	都道府県が文化財保護法第182条第2項の規定に基づき、都道府県指定等の文化財以外の重要な文化財について、その位置を表すデータと名称、種別、所在地等の属性データを整備したもの	2014	国土数値情報 都道府県指定文化財データ /対象市町IIP) 図3:	ヒアリング結果より、オオ 2 カワリギンチャク生息域 (H27指定) 追加
		0	-	該当なし	-	保全推奨エリア			2019	環境省IP 自然再生推進法	-	
例等による	例により指定された保護		-	該当なし	-	保全推奨エリア	-	※地方公共団体の条例に指定された保護地域等 ※該当する条例として、和歌山県自然海浜保全地区条例(自然海浜保全地区)、串本町自然保護条例(自然保護区)があるが、指定地域はなし	2019.8 確認	和歌山県及び対象市町HP	-	
1	条 国のの等 まな 全等にさ地 本のの等 実際にさ地 本のの等 大 自業な その場合 そのもとである。 大 自業な そのもののののののののののののののののののののののののののののののののののの	無常が極地 国土保全等の親点からの指定地域 (低潮線保全区域 (低潮線保全区域 特定景観形成地域 景観重要樹木 景観地区 準景観地区 準景観地区 連景観地区 2年景観地区 2年度 2年度		東部に対している。 東京の観点からの指定地域 南岸保全区域 田主保全等の観点からの指定地域 特定景観形成地域 本 (○) 景観重要建造物 景観地区 本 - 景観地区 景観地区 本 - 一 景観地区 京京できる。 京張地 京歌中になる。 京歌中になる。 京歌中になる。 京歌中になる。 京歌中になる。 京歌中生事業の対象な 本 - 一 回然再生事業の対象な 本 - 一 回然の条例による。 の他地方公共団体の条例による。 その他地方公共団体の条例による。 その他地方公共団体の条例による。 日本による。 日本によ	条約湿地		(国土保全等 の観点から) (国生保全等 の観点から) (国施元から) (国施のみ) (国施ののみ) (国施ののみ) (国施のの本) (国施のの本) (国施ののみ) (国施のの本)		2-2-1-1	1	### 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	### Part

資料5 ゾーニングに用いた情報等(既存情報の収集・整理結果)【6/8】

No	分類1	分類 2	レイヤー名 -	ー次ゾー ニング	二次ゾーニング	和歌山県沖の 状況	面積(km²) ※海域のみ	エリア設定の 考え方	法令等に基づく設定根拠	整備データの内容	年次	出典・確認情報 GIS	図番号	第2回検討委員会以降の データ更新・追加状況
90			制限表面	0	Δ	南紀白浜空港	-	エリア設定なし	(参考) 航空機が安全に離着陸するために、航空法により設定している区域。制限表面を越える建物等の設置(クレーン作業等一時的なものを含む)は、航空法第49条により原則禁止されている。	航空法により定められた空港周辺における建物等の制限区域をGISデータ化したもの	2012	和歌山県HP 南紀白浜空港周辺における物 件等設置の制限/国土数値情報 空港デー タ	図33	
91		航空法等	航空路監視レーダー	0	-	該当なし	-	エリア設定なし	(参考) 法令等はないが、航空機の位置を探知し、航空機の誘導及び航空機相互間の間隔設定等 レーダーを用いた航空路管制業務に使用されるレーダーであることから、航空路管制業務への影響が懸念される場合には、管理者との調整が必要である。	航空路管制業務に使用されている航空路監視レーダー (ARSR) および洋上航空路監視レーダー (ORSR)	2015	国土交通省IP 航空路監視レーダー(ARSR) 等の配置及び覆域図	-	
92			レーダー(自衛隊、在日 米軍)	0	Δ		-	エリア設定なし	(参考) 法令等はない(※場合によっては自衛隊法が 関わる可能性有り)が、国防任務を妨害する 可能性があるため、自衛隊等と協議する必要 がある。	自衛隊や在日米軍が使用し公開されている航空レーダーの位置をGISデータ化したもの ※在日米軍のレーダーは該当なし	2016	防衛省 航空自衛隊HP 〇	図33	
93		電波法	伝搬障害防止区域	0	Δ		-	エリア設定なし	(参考) 電波法により、伝搬障害防止区域では、風力 発電施設等の建築主は伝搬障害の有無等を確 認する必要がある。	電波法第102条2の第3項の規定に基づく伝搬障害防止区域図をGISデータ化したもの	2019	総務省HP 伝搬障害防止区域図縦覧システム	図34	ヒアリング結果を踏まえて データ作成
94		気象・海象	気象レーダー、波浪観測 位置	0	Δ	GPS波浪計等	-	エリア設定なし	(参考) 気象業務法に基づき、実施されている気象 レーダー等観測への影響が懸念される場合に は、国土交通省及び気象庁と協議する必要が ある。	気象庁および国土交通省による観測業務に用いられるレーダー等の位置をGISデータ化したもの ※気象レーダーは該当なし	2017	気象庁HP 気象レーダー、レーダー雨量計 情報、波浪観測地点情報/国土交通省HP 全国港湾海洋波浪観測網(NOWPHAS)	図35	
95		レーダー等	海洋短波レーダ	-	Δ	紀伊水道海洋 短波レーダ観 測エリア	-	エリア設定なし	(参考) 法令等はないが、波浪観測への影響が懸念される場合には、管理者との調整が必要である。	紀伊水道海洋短波レーダの設置位置及び観測エリアをGISデータ化したもの	2019.8 確認	大阪湾・紀伊水道 海洋短波レーダ表層流 況配信システムHP http://www.kouwan.pa.kkr.mlit.go.jp/hf -radar/RealTime/manual/kiki.html	図35	ヒアリング結果を踏まえて データ作成
96	社会的調整 が必要な地 域等のレイ ヤー		法令で定められた航路	0	-	該当なし	-	エリア設定なし	(参考) 港則法や海上交通安全法により船舶および人命の安全を守る観点から、利用が制限されている。港則法の指定航路は原則航路への工作物の設置や占用は禁止、海上交通安全法の指定航路は航路及びその周辺の海域での工事等に際し、海上保安庁長官の許可が必要。港湾法の指定航路は工作物(海底ケーブル等)の設置等を行う場合、占用許可が必要となる。	港則法や海上交通安全法によって規定される法定航路、港湾法によって規定される開 発保全航路	1984	国土数値情報 (旧 統一フォーマット (SHP・GML)) 航路データ	-	
97			主な定期航路	Δ	Δ		-	エリア設定なし	(参考) 海上運送法に基づき許可を受けた航路。定期 航路への影響が懸念される場合は、一般旅客 定期航路事業等の関係者と協議が必要であ る。	国土地理院の電子地形図(タイル)を参考に、人又は車両等を運搬する定期航路のラインデータ、発着所のポイントデータをGISデータ化したもの ※電子地形図(タイル)の水上・海上交通(定期航路)の進行方向を明示したもの (航路の長さが概ね1000m未満の場合は航路全体、概ね1000m以上の場合は進行方向を 明示するように500m程度の航路を表示)		電子地形図(タイル)に図示された水上・ 海上交通 https://maps.gsi.go.jp/development/ich iran.html	図36	
98		航路等	衝突海難情報	Δ	Δ		-	エリア設定なし	(参考) 法令等はないが、過去に衝突海難が発生した 地域であり、留意が必要である。	船舶ハザードマップより、事故等種類の衝突及び衝突(単)の船舶種類、おおよその位置データ等の情報をGISデータ化したもの	2018	運輸安全委員会IP 船舶事故ハザードマップ https://jtsb.mlit.go.jp/hazardmap/	図36	
99			緊急確保航路	1	Δ		-	エリア設定なし	(参考) 非常災害時における船舶の交通を確保するため、東京湾、伊勢湾、大阪湾において緊急確保航路の区域を定めたもので、工作物(海底ケーブル等)の設置等を行う場合は、占用許可が必要となる。	非常災害時において、国土交通大臣が所有者の承諾を得ることなく漂流物の除去を行える航路をGISデータ化したもの	2016	国土交通省近畿地方整備局HP 平成28年7 月1日Press Releace http://www.pa.kkr.mlit.go.jp/pdf/press /H28d/160701.pdf	図36	関係機関の指摘を踏まえて 情報を追加
100			分離通航路	-	Δ		-	エリア設定なし	(参考) 法令等はないが、分離通行路への影響が懸念 される場合は、関係者との協議が必要であ る。	日本船長協会は日本沿岸の特に船舶の輻輳する主要水域8箇所並びに深喫水船用航路1 箇所において、1970年6月1日より、船長協会の自主的事業として「通航分離方式」を 実施し、その後アンケート調査を実施の上、改定作業を行い、昭和61年(1986年)7月 1日より実施した通行路をGISデータ化したもの	2002	日本船長協会HP 改定分離通航方式 https://captain.or.jp/wp- content/uploads/jca/m08/	図36	関係機関の指摘を踏まえて情報を追加
101			船舶交通量	Δ	Δ		-	エリア設定なし	(参考) 法令等はないが、通行船舶への影響が懸念される場合は、海上保安庁や海運事業者団体、 漁業協同組合等の関係者と協議が必要である。	海上保安庁がAIS(自動船舶識別装置)によって収集した船舶の位置の統計情報を15秒 メッシュデータとして整備したもの	2014	海上保安庁提供資料	図37~ 図48	,
102			自衛隊施設	Δ	Δ		-	エリア設定なし		陸上自衛隊、航空自衛隊、海上自衛隊の基地、駐屯地等のおおよその中心位置をGIS データ化したもの		陸上自衛隊HP/航空自衛隊HP/海上自衛隊 HP 阪神基地隊	図49	
103		防衛関係施設等	在日米軍施設・区域	Δ	-	該当なし	-	エリア設定なし	(参考) 法令等はないが、影響が懸念される場合は、 防衛省及び近畿中部防衛局、各地の自衛隊、 海上保安庁と調整が必要である。	米軍の基地、駐屯地等	2019	防衛省・自衛隊HP 在日米軍施設・区域の 状況	-	
104	:		射擊訓練海域(巡視船)	Δ	Δ	紀伊水道南方	-	エリア設定なし	時上床头月 開遊が必安 (の) の。	海上保安庁の巡視船による射撃訓練を行う海域(射撃訓練海域)の情報をGISデータ化 したもの		第五管区海上保安本部海洋情報部HP その 他の射撃訓練等海域	図49	海上保安庁の巡視船訓練海 域を追加

資料5 ゾーニングに用いた情報等(既存情報の収集・整理結果)【7/8】

No	分類1	分類 2	レイヤー名	一次ゾー ニング	二次ゾーニング	和歌山県沖の 状況	面積(km²) ※海域のみ	エリア設定の 考え方	法令等に基づく設定根拠	整備データの内容	年次	出典・確認情報	GIS	図番号	第2回検討委員会以降の データ更新・追加状況
107			港湾	Δ	Δ		-	エリア設定なし	(参考) 港湾法に基づき、その機能ごとに国際戦略港 湾、重要港湾、地方港湾に区分される。	港湾法に基づき指定された港湾について、位置情報等を整備したもの	2014	国土数値情報 港湾データ	0	図50	
108			港湾区域	Δ	Δ		_	エリア設定なし	(参考) 港湾法に基づき、同意又は届出があった港湾を管理運営するために必要最小限度の区域。 港湾区域内の水域の占用等に当たっては、許可が必要となる。	港湾法に基づき指定された港湾について、区域等を整備したもの	2014 2019. 8 確認	国土数値情報 港湾データ/和歌山県IP 和歌山県の港湾	0	図50	
109			港湾隣接地域	Δ	Δ		-	エリア設定なし	(参考) 港湾法に基づき、港湾区域及び港湾区域に隣接する地域の保全を目的とした区域。港湾区域及び港湾隣接地域内の水域もしくは公共空地の占用等に当たっては、許可が必要となる。	港湾法に基づき、港湾区域及び港湾区域に隣接する地域の保全を目的として、港湾区域(水域)に隣接した陸域で港湾管理者が指定した地域を整備したもの	-	和歌山県の地理情報システム	0	図50	港湾に関連する情報として データを追加
110		港湾区域等	港則法適用港	Δ	Δ		-	エリア設定なし	(参考) 港内での船舶交通の安全及び港内の整頓のため、港則法で指定されるもの。特定港において工事又は作業をしようとする者は、地方海上保安部長の許可が必要となる。	港則法施行令第一条(別表第一)に定められた港の位置を整備したもの	2014	国土数値情報 港湾データ	0	図50	
111			港則法びょう地	Δ	Δ		-	エリア設定なし	(参考) 国土交通省令の定める船舶が特定港内に停泊 しようとするときは、港長からびょう地の指 定を受けなければならない。	港則法施行規則第三条 (別表第一) に定められた区域を整備したもの (海洋台帳のキャプチャ画像より作成)	2017	海洋台帳	0	図50	
112			港則法区域	Δ	Δ		-	エリア設定なし	(参考) 港則法の特定港の区域。特定港で工事又は作業をしようとする者は、地方海上保安部長の 許可が必要となる。	船舶の港内の交通安全と整頓を確保するために制定された法律である港則法を適用することが必要であると判断される範囲を呼び、港則法第二条 (港則法施行令第一条の別表第一)で定められる区域を整備したもの	2014	国土数値情報 港湾データ	0	図50	
113			錨泊地 (由良ドック)	-	Δ		-	エリア設定なし	(参考) 法令等はないが、利用船舶への影響が懸念される場合には、錨泊地利用者との調整が必要である。	由良ドックにドック入りする船舶の錨泊地を整備したもの ※洋上風力の建設にあたり、錨泊地の外側2マイルの範囲について考慮してほしいとの 要望がある。	2019	MES-KHI由良ドック(株)ヒアリング結果	0	図50	ヒアリング結果を踏まえて データ作成
114	社会的調整が必要な地	漁港区域	漁港区域	Δ	Δ		-	エリア設定なし	(参考) 漁港漁場整備法に基づく区域指定を受けた範囲であり、漁港区域における占用、工作物の設置等に関しては、漁港管理者(県または市町)の許可が必要となる。	漁港漁場整備法に基づく漁港の区域について整備したもの	2006	国土数値情報 漁港データ	0	図51	
115	サー	一般海域	一般海域	-	-	海岸・港湾等の区域以外の沖合等の海域	-	エリア設定なし	(参考) 国有財産法、「洋上風力発電設備に関する技 術基準の統一的解説(平成30年3月版)」、海 洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る 海域の利用の促進に関する法律などを考慮の 上、近隣の地方自治体との調整を行うことが 必要である。	海岸・港湾等の区域以外の沖合等の海域 (GISデータは整備せず)	-	-		-	レイヤーを追加(ただし、 GISデータは作成せず)
116			漁業権設定区域	Δ	Δ		-	エリア設定なし		漁業法に基づき漁業権が設定された特定の水面について、境界(線)、種別(第一種 ~第三種区画漁業権、第一種~第五種共同漁業、定置漁業)等をGISデータ化したもの	2018	平成25年5月31日付け和歌山県報号外(別冊)/平成30年5月11日付け和歌山県報号外(別冊)/海洋台帳	0	図52	平成25年及び平成30年の漁 業権設定区域に更新
117		漁場等	水産資源保護水面	Δ	-	該当なし	-	エリア設定なし	(参考) 水産資源保護法により、産卵、稚魚の成育、 水産動植物の種苗の発生のため、保護が必要 な水面を指定したもの。水産資源保護水面に おける工事に関しては許可が必要となる。	水産資源保護法に基づき指定された保護水面	2005	和歌山県漁業調整規則/和歌山県内水面漁 業調整規則		-	
118			魚礁	Δ	Δ		-	エリア設定なし	(参考) 人工漁礁は水産資源の保護や漁業振興のため に設置される。法令等はないが、魚礁への影響が懸念される場合は、魚礁設置者等との協 議が必要である。	①電子海図に記載のある魚礁の存在区域を整備したもの(海洋台帳のキャプチャ画像より作成) ②和歌山県の浮魚礁データ(表層型浮漁礁)をGISデータ化したもの		①海洋台帳 ②和歌山県HP 浮魚礁データ公開	0	図52	
120		河川	河川	Δ	Δ		-	エリア設定なし	(参考) 河川法で指定された河川区域内における占 用、工作物の設置等に関しては、河川管理者 の許可が必要となる。	河川中心線及び水涯線を整備したもの	2019	国土地理院 数值地図(国土基本情報)	0	図53	
121		ケーブル類	JAMSTEC DONET	Δ	Δ	ゾーニング対 象範囲外の南 側	-	エリア設定なし	(参考) 法令等はないが、DONET (地震・津波観測監視 システム) への影響が懸念される場合はDONET の運用管理者等との協議が必要である。	JAMSTEC (国立研究開発法人海洋研究開発機構) 地震津波海域観測研究開発センターにより開発された地震・津波観測監視システム (DONET) で、海底に設置された観測機器ネットワークによって、南海トラフで発生する地震・津波をリアルタイムで常時・監視するシステムのケーブル位置をGISデータ化したもの※平成28年4月1日をもってJAMSTECから防災科研に移管	2016	JAMSTEC HP DONET1,2の位置図 http://www.jamstec.go.jp/donet/j/donet /donet2.html	0	図54	
122			その他の海底ケーブル	-	Δ	日御碕沖、串本町沖等	-	エリア設定なし	(参考) 法令等はないが、海底ケーブルへの影響が懸 念される場合は、海底ケーブルの管理者との 協議が必要である。	DONET以外の海底ケーブルの位置を整備したもの(海洋台帳のキャプチャ画像より作成)	2014	海洋台帳	0	図54	DONET以外の海底ケーブル を追加

資料5 ゾーニングに用いた情報等(既存情報の収集・整理結果)【8/8】

No	分類 1	分類 2	レイヤー名	ー次ゾー ニング	二次ゾーニング	和歌山県沖の 状況	面積(km²) ※海域のみ	エリア設定の 考え方	法令等に基づく設定根拠	整備データの内容	年次	出典・確認情報 GI	S 図番号	第2回検討委員会以降の データ更新・追加状況
123	社会的調整 が必要な地 域等のレイ ヤー	その他の利 用海域	瀬戸臨海実験所調査地点	-	Δ	白浜町沖	-	エリア設定なし	(参考) 法令等はないが、調査への影響が懸念される 場合には、調査実施者との調整が必要であ る。	京都大学フィールド科学研究センター瀬戸臨海実験所(白浜町)の調査地点(範囲)をGISデータ化したもの	2019	瀬戸臨海実験所提供資料	図55	ヒアリング結果を踏まえて データ作成
124		風況	平均風速	Δ	Δ		-	エリア設定なし		高精度のシミュレーションから得られる風况情報 (平均風速) のメッシュデータを整備したもの	2018	NeoWins (洋上風況マップ)	図56~ 図60	
125)±0.47°C	風向	-	Δ		-	エリア設定なし		高精度のシミュレーションから得られる風況情報より、高度140m、離隔距離約5kmの代表地点の風配図を示したもの	2018	NeoWins(洋上風況マップ)	図61	ヒアリングの指摘を踏ま え、風配図を作成
126			水深	Δ	Δ		-	エリア設定なし		①日本周辺海域の水深データを500mの間隔でメッシュデータ化したもの ②上記のメッシュデータを用いて等深線図を作成したもの	2012	日本海洋データセンター (JODC)	図62~ 63	図 メッシュデータを基にGIS を用いて等深線を作成
127		地形等	傾斜	Δ	Δ		-	エリア設定なし		日本周辺海域の水深データ(500mメッシュデータ)より傾斜度を整備したもの	2012	日本海洋データセンター (JODC)	図64	
128		4	海底地形	Δ	Δ		-	エリア設定なし		紀伊水道南方海底地質図より海底谷、海盆、海段の名称を整備したもの	1976	地質調査総合センターIP 海洋地質図一覧	図62~ 63	図 和歌山県沖の特徴的な海底 地形の名称を追加
129			海底地質	Δ	Δ		-	エリア設定なし		日本周辺海底地形図より、未固結堆積物、半固結堆積物・堆積岩、堆積岩の区域をGISデータ化したもの	1983	地質調査総合センターIP 海洋地質図一覧	図65	
130			送電線	Δ	Δ		-	エリア設定なし		77kv以上の高圧電流を送電するもののうち、沿岸部に位置する送電線をGISデータ化したもの	2019	国土地理院 数値地図(国土基本情報)/ 関西電力HP 流通設備建設計画・系統連系 制約等について	図66	ヒアリング結果を踏まえて 送電線の表示対象を見直し
131	事業性に係る情報のレイヤー	インフラ	発電所・変電所等	Δ	Δ		-	エリア設定なし	-	発電所、変電所及び開閉所の位置等をGISデータ化したもの	2019	水力・火力発電所・変電所・開閉所:国土 地理院 数値地図(国土基本情報)/国土 数値情報 発電施設データ (2013整備) / 関西電力IP 水力発電所一覧 太陽光・バイオマス:資源エネルギー庁 固定価格買取制度 事業計画認定情報 公 表用ウェブサイト (2019年4月30日時点)	図66	発電所について、火力発電、水力発電、水力発電、太陽光発電 (発電出力2,000kW以上)、バイオマス発電(同 2,000kW以上)を対象に再整理
132			港湾	Δ	Δ		-	エリア設定なし		上記「107 港湾」と同じ	ı	※「107 港湾」と同じ	図66	
133			既設の風力発電所	Δ	Δ		-	エリア設定なし		風力発電施設について、位置(点)、発電施設名称等を整備したもの(EADASのキャブチャ画像より作成)	2013 2018	国土数値情報 発電施設データ NEDO HP 新エネルギー部「日本における 風力発電設備・導入実績」/EADAS	図66	2014年以降の新設、撤去情報よりデータを更新
134			計画中の風力発電所	Δ	Δ		-	エリア設定なし		風力発電事業の環境影響評価図書に記載されている事業実施想定区域及び対象事業実施区域の位置等を整備したもの(EADASのキャプチャ画像より作成)	2019	風力発電事業に係る環境影響評価図書/ EADAS	図66	計画中の風力発電所を 2019.8時点に更新
135			台風経路	-	Δ		-	エリア設定なし		過去5年間(平成26年~平成30年)の台風経路図及び最大風速を整備したもの	2019	気象庁HP 台風経路図	図67	外力に関する情報としてレ イヤーを追加
136		気象等	活断層	-	-	潮岬沖の南海 トラフ沿いい 海底活断層が、 がーニング確認 内内にはない されていない	-	エリア設定なし		数十万年前以降に繰り返し活動し、将来も活動すると考えられる断層のことを「活断層」と呼び、「内陸型地震」を引き起こす原因となる(気象庁町より)。 ※和歌山県内の主要断層としては、県北部に位置する中央構造線断層帯がある。 ※海底活断層は南海トラフ沿いに分布しているが、ゾーニング対象範囲には該当なし。		国土地理院IP 活断層図 近畿地域整備範囲 /地震調査研究推進本部IP 和歌山県の地 震活動の特徴 東京大学大気潰瘍研究所潰瘍地球システム 研究系海洋科学部門IP 海底活断層の分布 調査	-	外力に関する情報としてレ イヤーを追加
137			南海トラフ震源域	-	Δ	ゾーニング範 囲全域が震源 域	-	エリア設定なし		日本列島が位置する大陸のプレートの下に、海洋プレートのフィリピン海ブレートが 南側から年間数cm割合で沈み込んでいる場所をいい、蓄積されたひずみを解放する大 地震を起こす(地震本部IPより)。 ※ゾーニング対象範囲全域が南海トラフの震源域に該当する。		地震調査研究推進本部HP 南海トラフで発生する地震	-	外力に関する情報としてレ イヤーを追加
138			沖合の津波高	-	Δ		-	エリア設定なし		和歌山県が平成25年に公表した津波浸水想定に記載されている最大津波高、平均津波 高を整理したもの	2013	「南海トラフの巨大地震」及び「東海・東 南海・南海3連動地震」による津波浸水想 定について(平成25年公表、和歌山県)	図68	外力に関する情報としてレイヤーを追加、沖合の津波 高を表示







































































































































